

会計年度任用職員(パートタイム/心理士)募集概要

甲賀市では、下記のとおり職員の雇用を予定しています。

注意事項を確認のうえ、希望される場合は申し込みを行ってください。

■業務概要

職種	パートタイム/心理士
業務内容	・ 幼児から青年期の心理・発達に関する相談・支援 ・ 園、学校その他の関係機関との連携 ・ 新版K式発達検査、WISC-IV等の心理検査および結果報告
必要資格や経験等	・ 公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士免許のいずれか ・ 普通自動車運転免許（AT限定可） ・ パソコン等（ワード、エクセルほか）の基本操作
賃金/報酬	日額 12,180円（地域手当含む）
手当	通勤手当、地域手当、期末勤勉手当 など
支払日	日給 月末締めで翌月15日支払い
勤務場所	甲賀市役所 発達支援課
雇用期間	選考結果後、勤務可能な日～令和7年3月31日 （勤務評価等により、再度任用する場合があります。（最大2回まで））
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩60分）
勤務日	毎週月曜日～金曜日の内3日（月13日程度）年間156日程度
休日	土曜日、日曜日、祝日法による祝日、年末年始
年次有給休暇	雇用時期、勤務日数により決定
保険など	雇用時期、勤務日数により加入
災害補償	公務災害

■選考など

募集期間	募集人員に達するまで 受付は、土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
募集人数	1人
面接	申込受付後、応募者と調整のうえ日時を決定
申し込み方法 （どちらか）	・ 甲賀公共職業安定所から申し込み ・ 甲賀市役所発達支援課（電話69-2178）の窓口または電話で申し込み

■注意事項

- ・ 男女、年齢は問いません。
- ・ 甲賀市役所が出している、同じ雇用期間のフルタイム求人には重複して申込できません。（重複申込は、面接結果の合否待ちの期間を含みます。）
- ・ 許可なく兼業することはできません。（兼業：本業務以外に報酬等を得て他の仕事に従事すること）

■欠格事項

次のいずれかに該当する方は応募できません。(地方公務員法第 16 条関係)

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 甲賀市役所において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者